

公害等調整委員会が平成19年度に行った政策評価の結果の政策への反映状況

政策	政策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
公害紛争の処理	<p>(1) 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る</p> <p>(2) 多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う</p> <p>(3) 国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理の促進を図る</p>	<p>計画期間（平成18年4月1日～19年3月31日）内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、いずれの目標も達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>なお、仲裁については、特に都道府県公害審査会等において裁断型の紛争解決を実施する潜在的なニーズは高いと考えられることから、公害紛争処理制度を所管する公害等調整委員会においてその活性化を図るための方策を準備することが必要である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、引き続き公害紛争処理制度の適切な運用を図っているところであるが、今後このような取組を維持・推進するために以下の措置を講じた。</p> <p>【予算要求】</p> <p>平成20年度予算概算要求において、ほぼ平成19年度並みで以下の経費を要求した。</p> <p>○ 目的・目標の(1)及び(2)関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害紛争等調査に係る経費（16.0百万円） <p style="text-align: right;">等</p> <p>○ 目的・目標の(3)関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害苦情相談指導者研修会に係る経費（1.8百万円） <p style="text-align: right;">等</p> <p>また、仲裁の活性化を図るために以下の措置を講じた。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>平成20年度機構・定員要求において、裁定事件の増加及び仲裁制度活性化の推進に伴う事務体制の強化のため特別専門官（検事13号）を要求した。</p> <p>【制度改正】</p> <p>仲裁手続活用（調停と仲裁の連続的運用）のため、手数料についての政令改正を行い、都道府県への周知等の環境整備を行うこととした。</p>

政策	政策の目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
土地利用の調整	<p>(1) 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整を図る</p> <p>(2) 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る</p>	<p>計画期間（平成 18 年 4 月 1 日～19 年 3 月 31 日）内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、いずれの目標も達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、引き続き土地利用の調整制度の適正な遂行を図っているところであるが、今後このような取組を維持・推進するために以下の措置を講じた。</p> <p>【予算要求】</p> <p>平成 20 年度予算概算要求において、ほぼ平成 19 年度並みで以下の経費を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会運営に係る経費のうち土地利用の調整に関するもの（19.3 百万円の一部）